

放送法「改正」案に反対する声明

- 1 政府は、2007年4月6日、放送法「改正」案（以下「法案」という）を国会に提出した。法案は、放送内容への政府介入の拡大、放送に対する国家統制の強化を目論むものであって、自由法曹団は、これに強く反対する。
- 2 法案は、「虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させる放送であって、国民経済又は国民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの」を放送した放送局に対して、総務大臣が「再発防止計画」の提出を求め、大臣の意見を付して公表する制度を導入するとしている。しかしながら、何をもって「虚偽」といい、何をもって「悪影響」というのかは、すべて総務大臣の判断に委ねられており、放送事業者に与える萎縮効果は計り知れない。さらに、この仕組みを濫用することにより、政府にとって都合の悪い情報をすべて握りつぶすことすら可能になる。
- 3 安倍首相は、自らの任期中に改憲を実現すると繰り返し公言している。しかしながら、各種世論調査によれば、改憲賛成派は年々減少し、「9条守れ」の声は国民の多数を占めている（4月6日付読売新聞調査で56%）。こうした状況のもとにあっては、政府・自民党が、何としても9条改憲を実現するために、強引な世論誘導を行う可能性は否定できない。今、法案にいうような行政処分制度を導入すれば、9条改憲のために不都合な事実や情報、たとえば、「従軍慰安婦に対する軍部の強制」、「日本軍による集団自決の強制」といった事実は「虚偽」であり、国民生活に「悪影響」を及ぼすと決めつけられ処分の対象とされるおそれが極めて高いのである。
- 4 今回の法案策定は、関西テレビの「発掘、あるある大事典Ⅱ」における「ねつ造」問題に端を発していると言われている。データ等をねつ造した番組が許されないのはいうまでもない。しかしながら、ジャーナリズムとして権力を監視し、国民の知る権利に奉仕するという放送の重要な役割に照らせば、再発防止や放送倫理の確立・遵守の問題は、放送事業者らが自主的・自律的に解決すべきものである。また、政府から独立した独立行政委員会に放送行政を委ねることも検討に値する。
- 5 放送を権力の支配下におくことは、悲惨な戦争に突き進んだ戦前の「二の舞」である。
今回の法案は、一部の事業者による「ねつ造」問題を口実にして、放送内容への政府介入を拡大し、放送事業者の表現の自由および国民の知る権利を著しく侵害するものである。自由法曹団は、これに強く反対する。

2007年4月21日

自由法曹団団長 松井 繁明